高齢者福祉サービスのご案内

事業名	対象者およびサービス内容	申請窓口
タクシー料金補助	タクシー以外の交通機関を利用するのが困難な在宅の高齢者などを対象にタクシー券を交付し、料金の一部を補助します。 ■お住まいの地域により申請窓口が異なるのでご注意ください(安中地区＝困高齢者支援課、松井田地区＝松住民福祉課)。	困高齢者支援課 長寿支援係 (☎内線1181・1182) 松住民福祉課 健康介護係 (☎内線2151・2152)
温泉施設の熟年特別割引券	70歳以上の人を対象に、市内2か所の温泉施設で利用できる割引券を発行します。 ■峠の湯と恵みの湯のフロントでも割引券を発行できます。 ■割引券は本人のみ利用できます。	
はり・きゅう・マッサージ施術料助成	70歳以上の人が、市と契約するあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師から施術を受けた場合、施術料の一部を助成します。 ■当該年度中に**4枚**を上限に割引券を交付します。 ■対象者の所得税額によって交付制限があります。	
配食支援	65歳以上の在宅生活者のうち、単身生活者、高齢者のみで生活する人、日中独居となる人で食事の用意が困難な人を対象に、弁当の配達を通して安否確認と栄養改善を行います。 ■昼食について週5回以内で利用できます(利用者負担あり)。	
見守り支援(緊急通報装置の貸与)	65歳以上の単身生活者などで、健康状態や身体状況などの理由で緊急時の対応に不安がある人を対象に、緊急時に連絡可能な装置を貸与します。 ■家族をはじめとした協力者を緊急連絡先に登録します。 ■固定電話の回線を使用して装置を設置します。	
おむつサービス	65歳以上の在宅生活者で、寝たきりの状態または認知症などによりトイレなどで排泄ができない、常時失禁がある人が対象です。 ■対象者の所得税額により、紙おむつの給付限度が異なります。 ■入院や短期入所などで在宅でなくなると、休止・廃止になります。	
在宅訪問理美容サービス	65歳以上の在宅生活者で要介護4または5の人、あるいは要介護認定(要支援は除く)を受けている外出困難者で、家族が高齢などの理由で支援を得られない人を対象にカットができる券を交付します。 ■協力店が対象者の自宅を訪問してカット(散髪)を実施します。 ■当該年度中、**4枚**を上限に利用券を交付します。	
住宅改造費補助	65歳以上の在宅生活者で、要介護認定を受けている人が、在宅生活を維持するため住宅を改造・改修する場合に助成します(新築および増築の場合は対象外)。 ■要介護度、世帯構成、生計中心者の所得税額による制限があります。 ■助成は対象工事費の6分の5の額です(**20万円**を上限)。	
福祉車両の貸出	車椅子を使用する要援護高齢者や身体障害者を乗せて通院や買い物に出かけるための福祉車両を貸し出します。 ■ガソリンを満タンにして返却してください。	社会福祉協議会 困(☎382－8397) 松(☎393－3948)
福祉用具(車椅子)の貸出	加齢や病気、けがなどで日常生活に支障がある人の快適な生活の維持および介護者の負担軽減を目的として福祉用具(車椅子)を貸し出します(介護保険の給付が可能な人は除く)。	

日 日程　時 時間　期 期間　場 会場・場所　対 対象・資格　内 内容　定 定員　¥ 料金・費用　持 持参物　締 締切
応 応募・申込方法　申 申込み先　問 問合せ先　☎ 電話　FAX FAX　e 電子メール　HP ホームページ　他 その他